

第

1942

号


READAS
 リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2001年)平成13年11月30日 金曜日

発行所

株式会社FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678 Fax :06-6209-8145

④ 無報酬の非常勤役員へのお歳暮

Q : 当社では、無報酬でお願いしている社外の非常勤役員に対して、お歳暮として10万円程度の物品を贈ろうかと検討中です。

ところで、この費用は交際費になるのでしょうか、それとも給与になるのでしょうか。

A : 10万円もするような高額な物品を贈ったような場合には、給与になります。

【解説】

交際費の支出の相手方には、法人の役員、従業員も含まれます。

また、交際費は、接待、きょう応、慰安、贈答をする側の一方的意思によって支出される費用です。

非常勤役員に対して報酬の支払いに代えてあらかじめ約束された金額程度の中元、歳暮を贈るのであれば、一種の義務の履行ですから、交際費ではなく役員給与になります。

しかし、中元、歳暮という以上、謝意を表しての贈答というのが社会通念であり、義務の履行という事例は少ないでしょうから、税務上は通常役員給与ではなく、交際費になるものと思われまます。

ただ、ご質問の場合は、10万円程度の高額な物品を贈答することですから、社会通念上の交際費の範囲を逸脱したものと考えられます。したがって、むしろその会社の役員という地位に基づいて現物で支給される給与に該当するものと思われまます。

